

最低賃金改定のお知らせ

令和3年度に改正された福岡県の最低賃金は以下のとおりです。

地域別最低賃金		効力発生日
福岡県最低賃金	1時間 870円	令和3年 10月1日
特定最低賃金		効力発生日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1時間 980円	令和3年 12月10日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1時間 947円	
自動車（新車）小売業	1時間 959円	
輸送用機械器具製造業	1時間 957円	令和4年 1月7日
百貨店、総合スーパー	1時間 897円	

・これらの特定最低賃金に該当しない産業は、福岡県最低賃金（1時間870円）が適用されます。

・最低賃金は正社員のみでなく、パートタイマー・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者に適用されます。

・最低賃金には精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働等の割増賃金、賞与、臨時の賃金は算入されません。

・月給制の場合は、月給を1か月平均の所定労働時間で除して金額を比較してください。

・派遣労働者には、派遣先の事業場における最低賃金額が適用されます。

詳しくは、福岡労働局労働基準部監督課賃金室

☎ 092-411-4578 FAX 092-411-4875

ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>

または、お近くの労働基準監督署までお尋ねください。

最低賃金・賃金引上げ等生産性向上に向けた支援事業

○業務改善助成金のご案内

・中小企業・小規模事業者（以下、中小事業者）の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資（機械設備、コンサルティング導入ほか）等を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資等にかかった費用の一部を助成します。

【例：20円コースの場合】

事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者の数	助成上限額	助成対象事業場
20円以上	1人	20万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び、事業場規模100人以下の事業場 (※)一定の要件を伴います
	2～3人	30万円	
	4～6人	50万円	
	7人以上	70万円	
	10人以上(※)	80万円	

引上げ額別コースには、30円・45円・60円・90円コースもあります。

特に業況が厳しい中小事業者を支援する「特例コース」が新たに導入！

令和3年12月20日に成立した「2021年度補正予算」に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響によって売上高などが30%減少した中小事業者が「令和3年7月16日から同年12月末日まで」の間において、事業場内の最低賃金を「30円以上」引上げ、これから設備投資等を行うといった場合においても助成を可能とする「特例コース」が新たに導入されることになりました。

特例コースの概要・ポイントや支給要件・申請期限を含め、これら助成金制度にかかる詳細については、「業務改善助成金コールセンター」ほか、福岡労働局ホームページ、もしくは下記の相談窓口にお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター：03-6388-6155（受付は平日8:30～17:15）

福岡労働局 HP アドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>

【相談窓口】・最低賃金・賃金引上げのための業務改善に関するご相談

福岡働き方改革推進支援センター（0800-888-1699）

・支援事業に関するご相談（申請先）

福岡労働局 雇用環境・均等部 企画課（092-411-4717）